

2013年9月11日

経済産業大臣
茂木 敏充 殿

全国労働組合総連合
議長 大黒 作治

特区による労働法制の骨抜きを止めるよう求める要請

臨時国会に向けて検討されている「産業競争力強化法案(仮称)」において、貴省は、「企業実証特例制度(企業特区)」による一部企業を対象とした労働時間(残業)規制の適用除外(プロフェッショナル労働制(仮称))、「国家戦略特区」による解雇の金銭解決制度やホワイトカラー・エグゼンプション等の導入、を検討していると伝えられている。

しかし、私たち全労連は以下の理由から、それらの内容に同意できない。具体化の作業を直ちに中止、撤回するよう強く求める。

1. 「企業実証特例制度」は、先進的な技術開発などにとりくむ企業に対して規制緩和を特例的に認める制度と説明されており、事例として自動車の自動走行試験を公道でおこなうことなどがあげられていた。しかし、いわれるところの「プロフェッショナル労働制(仮称)」は、性格をまったく異にし、一部の企業に、一定収入(課長級・年収800万円)以上の従業員を労働時間規制から除外することを認めるものである。広範な反対運動が起き、政府(第一次安倍内閣)も法案提出を断念したホワイトカラー・エグゼンプションにほかならない。

労働時間(残業)規制は労働基準の中核であって、希望した一部企業だけ労働時間規制を除外することは、最低基準としての労働基準法を骨抜きにするものである。諸外国と比べても長いと批判されている日本の長時間労働をいっそう助長し、過労死・過労自殺を多発させかねないものと批判されねばならない。

2. 「国家戦略特区」を使った解雇の金銭解決制度などの導入については、首都圏や関西、名古屋などの一定地域(特区)の企業に対して、金銭解決制度を含む解雇規制の緩和やホワイトカラー・エグゼンプション、有期労働規制の緩和などを検討していると伝えられており、本社が特区内にあれば地方の支店にも適用することまで議論されているという。これでは、労働者保護は完全な骨抜きである。

取りあげられている課題はどれも労働法制の大きな分野だが、解雇の金銭解決制度などは規制改革論議のなかでもテーマとされ、6月の規制改革会議・報告書では、今後も「丁寧に検討を行っていく」と先送りされた。にもかかわらず、特区を使ってなし崩し的に押し込もうという手法は、姑息なやり方といわざるを得ない。

3．以上のような働く人々の仕事と生活を大きく左右する問題が、働く者の代表は一人もはいらずに、経済・成長という偏った視点から経済産業省主導ですすめられており、手続き的にも重大な瑕疵を持っている。ILOも強調するように、労働法制は政労使三者で議論するのが世界の共通ルールである。日本でも労働政策審議会という仕組みが現に存在している。

しかも、産業競争力会議や国家戦略特区ワーキング・グループなどが会議を開く前から、一部の報道機関が特ダネ的に流す一方で、国家戦略特区WG等の会議資料や議論は肝心な部分が「不公表」とされており、二重三重に問題のある手法である。

4．施策の効果についても、大きな疑問を持たざるを得ない。「失われた20年」の経験からも明らかだが、相次ぐ労働法制の「規制緩和」で雇用は不安定化し、賃金・所得の低下と内需の縮小による経済低迷という悪循環が繰り返されてきた。短期的な企業利益の追求という視点のみからの「改革」が、結果として貧困と格差を拡大させ、日本経済の足かせとなってきたのであり、もっと長期的な視点に立った施策への転換が必要である。

しかしながら、現在検討されている特区を使った施策は、一部のグローバル大企業の短期的な利益のみに配慮したものとなっている。デフレ脱却とか「成長」というのなら、マネー資本主義の弊害を是正し、雇用の安定と賃金の底上げ、人材の育成と地場産業の育成など、实体经济を温める持続的な施策に転換すべきである。

以上